

26年度補正予算「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」
公募概要(A類型)

1. 補助金予算額

- ・26年度補正予算929.5億円(設備補助A・B類型、及び省エネ相談)
- ・A類型の予算額は800億円程度。

2. 執行団体

「一般社団法人環境共創イニシアチブ」(以下、「SII」と言う)
ホームページ→ <https://sii.or.jp/>

3. 事業内容

地域の工場やオフィス、店舗等において、エネルギー削減効果が確認できる最新モデルの省エネルギー機器等を導入する際に、導入機器等の費用の一部を補助する制度。

A類型 最新モデルの省エネ機器等の導入支援

補助対象機器を予め明確にし、申請手続きを簡素化

	最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)
補助対象者	補助対象者は事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
補助対象経費	補助対象機器等の購入費用のみ
補助率	1/3以内(中小企業・エネルギー多消費企業は1/2以内)
補助金上限・下限	上限:1事業者あたりの補助金:1.5億円 下限:1事業所あたりの補助金:50万円 ※1事業者につき申請は1回まで
省エネに関する条件	最新モデルかつ「一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等
申請スキーム	随時申請、随時採択
申請から採択までの期間(目安)	約2~4週間(申請状況により異なる)
事業期間	単年度
エネマネ事業者の活用	活用できない
SIIに登録された証明書発行団体の性能証明書	必要

○エネマネ事業者とは、EMSを導入してエネルギー管理支援サービスを提供する事業者のことです。

○対象機器については、SIIに登録された証明書発行団体(製造メーカー等関係団体等)が対象機器の認定を行い性能証明書の発行を受けているもの。(SIIがホームページ上等で公表)

※参考

B類型

工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ既存設備等の改修・更新を支援。

・補助率 通常事業：1／3以内(中小企業・小規模事業者 1/2以内)

エネマネ事業者(※)連携事業：1／2以内(中小企業・小規模事業者2／3)

※エネマネ事業者とは、EMSを導入してエネルギー管理支援サービスを提供する事業者のことです。

4. 主なポイント

下記の内容については、A類型の公募概要から主なポイントを抜粋して記載しておりますので、ご参考にしてください。

- 補助対象者は事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。
すべての法人が対象 学校・病院・老健施設・自治体も対象となる。但し、社会福祉法人、学校法人、医療法人、NPO法人、宗教法人等は中小企業にはならない。
- 補助対象経費は機器などの購入費のみ。設計費、工事費などは含まない。
機器等の設置に伴う、配線・配管なども原則補助対象外
- 中小企業の定義
中小企業基本法第2条に準じる。製造業で資本金3億円以下・従業員300人以下・卸売業で1億円以下・100人以下 小売業で5000万以下・50人以下など
- エネルギー多消費企業とは、売上額に対してエネルギーコストの割合が10%以上の企業。申請時に証明する資料の提出が必要になる
- 公募開始後の新規契約案件が対象で、契約済みの案件は不可
事業の発注は交付決定日以降に実施すること
- 更新のみが対象で新設は対象外 既存施設への増設・新設は対象になる
- 工業会で認定を受けた機器で更新ならEHPからGHPへの更新なども対象になる
- 空調設備導入で能力増強、設置台数を増やす場合も認定機種なら対象になる

- 原則3者以上の競争入札が必要(3者見積)
- 企業が複数の営業所・工場などについて一括申請が可能
- 1物件で複数事業も申請可能(たとえば、空調・証明・給湯・冷凍、他)
- 事業完了報告は事業完了から30日以内に完了報告書類を提出。
工事の前・中・後の設置写真が必要 完了報告書は SII に郵送
- 機器設置後の省エネ効果など実績報告は不要になる
- 生産性向上設備投資促進減税との併用は不可
- リースを利用した事業も対象になる

5. 本補助金に関する問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ
最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A 類型)
補助金の申請に関するお問い合わせ窓口

TEL:0570-001-290(ナビダイヤル)

IP 電話からのご連絡 TEL:042-303-4200

<受付時間:9:00~17:00(土曜、日曜、祝日を除く)>

※詳細については「一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)」のホームページにて公表されておりますので、ご確認くださいませようお願いいたします。